

司法制度改革実施推進会議参与会第2回会議議事概要

1 日 時 平成17年7月27日(水)午後4時から午後6時20分

2 場 所 法務省第一会議室(20階)

3 出席者

(参与, 敬称略・50音順)

石井彦壽, 岩間陽子, 亀井時子, 土屋美明, 土井真一, 中川英彦, 長谷川裕子,
馬場義宣

(法務省)

倉吉敬司法法制部長, 勝丸充啓官房審議官

(内閣官房司法制度改革推進室)

本田守弘室長

(説明者)

大場亮太郎総合法律支援準備室長, 小山太士参事官, 石井俊和上席企画官, 関一穂上
席企画官, 小倉真樹上席企画官, 釜井景介上席企画官(いずれも法務省)

4 議題

日本司法支援センターにおける情報提供業務及び広報の在り方について

5 配布資料

- (1) 総合法律支援について
- (2) 地方準備会等について
- (3) 日本司法支援センタープレ地方協議会開催計画
- (4) 平成17年度広報計画(案)

6 議事概要

(1) 官房審議官あいさつ

勝丸官房審議官からあいさつがなされた。

(2) 総合法律支援構想及び日本司法支援センターの概要及び現在の準備状況について

大場総合法律支援準備室長から, 配布資料に基づき, 総合法律支援構想及び日本
司法支援センターの概要及び現在の準備状況について説明がなされた。

(3) 日本司法支援センターにおける情報提供業務, 広報について

関上席企画官から, 日本司法支援センターにおける情報提供業務及び広報につい
て説明がなされた。

(4) 意見交換

日本司法支援センターの広報に対する意見交換

(石井参与) 司法改革の目玉は, 司法過疎対策に力を入れるということでもあった。

弁護士の数について、大都市と過疎地域の格差が拡大しているので、過疎地域の日本司法支援センターの事務所については、スタッフ弁護士による法律相談や事件受任の機能を充実させるべきである。したがって、大都市と弁護士過疎地域における広報活動の重点は異なるのではないか。大都市の事務所については、広報は、情報提供業務が中心でよいとしても、過疎地域においては、近辺の相談窓口の受け皿が多くはないので、スタッフ弁護士による法律相談や事件の受任もあろうことを広報の中心内容として取り入れるべきではないか。

(土井座長) 大都市と弁護士過疎地域における広報活動が同じ形態でいいのかという問題がある。弁護士過疎地域では、元々法律サービスが十分浸透していなかったわけで、日本司法支援センターができて、情報提供業務を行うのだということが浸透していくことが重要である。

(土屋参与) 業務の開始時期の広報については、何段階かに分けてお話ししていただいた方がいいのではないか。まずは、こんなものが出るよというものを出す。全国の中で一部が未定なら未定で構わない。早目にやってもらっていいのではないか。また、ある程度固まったら、次の広報を行えばよく、開所式などが決まれば、地元のメディアや新聞などに取り上げてもらえばよい。

(中川参与) 日本司法支援センターの業務の内容が、色々なものが1つになっているため、国民にわかりにくいと思う。これは、相当広報をしっかりとやらないと駄目である。内容込みの広報を十分にいろいろな形で行う必要がある。時期的に差し迫っているので、広報の開始時期は早い方がいいのではないか。法人はまだ出来ていないので、法人自身の名前で広報を行うわけにはいかないが、是非日本弁護士連合会や日本司法書士連合会などの関係団体と共同ワークで、一緒にやっていくスタンスが重要である。経費なども節約になり、弁護士会がからむことが国民に分かってくる。

(長谷川参与) 家でよく見かける市役所の広報、東京都の「おたより」を利用する。自治会などは広報的なものを回覧板で回してくれるのだから、これを利用するやり方もある。また、私の地元では無料でタウン誌が配られるのだが、行政情報や飲食店の情報などが掲載されており、暮らしの中の情報源となっている。日々の暮らしの中で結構目にしているものを利用するのも手である。日本司法支援センターについても、そういったところに積極的に広報を依頼すれば、予算面でも、経費がかからずいいのではないか。

(土井座長) 緊急連絡先一覧などに日本司法支援センターを掲載してもらうのも一つの方法である。日本司法支援センターの業務内容には複雑な部分もある。国選弁護など内容によっては広報の必要がないかもしれないが、それぞれの業務内容に合った広報は必要である。

作っている段階で多くの人に関わってもらうことはいいことである。地域との連携が必要であるなど色々なことがあるのだから、出来たのでこのサービスを使ってくださいという広報もあるが、これから使い勝手がいいようにこういう形にしたいので、どうしたらいいのか意見を求めるという広報も重要である。

(土屋参与) 正月の紙面に日本司法支援センターの記事を掲載するのは、その年に

地域でどういふことが変わるかということに格好の話題である。我々のところでは既に正月の紙面の企画はもう始まっているので、それに間に合うように今から情報を出して欲しい。どういふ時期にどういふ対象を狙って、どういふ広報活動をするのかという、ターゲットを決めてそれに合った広報活動をするということも必要である。

(亀井参与) 9月に地方協議会が終わるので大変だけど、地方協議会をもう一回やる。今までの地方準備会は、自治体など限定した対象の中でやっているのだから、もう一回国民向けに行ったらどうか。メリットもあった方がいいので、同時に無料相談会をやってはどうか。弁護士会と扶助協会と共同でやれば費用もそんなにかからないのではないかと。年明け早々に、何か派手にやるべきである。4月には法人ができるので、今から準備を開始して十分である。無料相談については、役所の広報誌に載せてくれるので、そういったところに掲載させてもらい、日本司法支援センターを知ってもらうこともできる。

(土井座長) 日本司法支援センターの個々の問題もあるし、裁判員制度などいろいろなものがあるから司法制度改革全般の広報をしていかなければならないので、全体を合わせると大変な数の広報活動だろうと思うが、そこで、バラバラにやるか、一括して司法制度改革としてやるか、いろいろな手があると思う。

日本司法支援センターにおける情報提供業務が他の機関との関係で、もし補完的にやるということになると、本体の相談を受けてもらう機関があるわけで、そこを同時に開催していくということが重要となる。しかし、非常に微妙な問題で、一般の人はどこに相談していいかわからないので日本司法支援センターに行くのだが、本体の広報活動さえしっかりやれば日本司法支援センターの広報活動はいらぬのかということになりかねない部分もある。ただ、必ずしも情報提供業務だけではないので、他の業務全体との兼ね合いはあるが、他の機関のやっていることと十分提携していければ、広報活動についても十分受け皿としてやっていただけると思われる。

(岩間参与) 資料1の から の順番が気になる。 の「国選弁護人の確保業務」が一番下でも良いのではないかと。利用する人の多い、利用しやすい身近なものから順番に並べた方がいい。

日本司法支援センターの情報提供業務に対する意見交換

(亀井参与) 法律扶助相談は、資力基準によることはかなり浸透しているから、法律扶助における無料相談、過疎地域における有料相談について業務内容の広報をしても誤解を生じないと思うが。

(中川参与) 法律相談を行わないというとなんか冷たい感じがする。情報提供業務においては、情報提供を行うために相談を一応聞くということになるのではないかと。そうだとすると、相談の内容、どういふことが問題なのかということはその場で分かるし、整理ができるのであるから、情報提供業務の際に相談カルテのようなものをくっつけて、紹介者へ紹介をする。そうすれば紹介された者は、一から聞かなくても、整理された内容を見てスタートすることができるだろう。せめてそれくらいのサービスをしなければ相談にやって来た人に納得されない。

また、日本司法支援センターの業務については、どこまでやるか議論すべき点がある。

(土屋参与) 日本司法支援センターに、簡易裁判所の窓口をイメージしている。簡易裁判所の窓口に来た人は、助けを求めている人たちである。窓口に来ると類型別に相談用紙が用意されており、所定の欄に必要事項を記入して窓口に提出している。日本司法支援センターにも相談用紙のようなものを設置し、この人はどのような相談に来ているのかを記載してもらうなどの方法もある。きめ細かに行うことが必要である。

(長谷川参与) 来た人には、今どういうことで困っているのかと聞くことは必要である。そうしないと不親切であると苦情が出てしまう。また、書いたものを必ず紹介者のところに持っていかないと、また同じ事を聞かれて「役所仕事」と言われてしまう。書類の受け渡しも含めて、紛争処理業務をやっているところときちんとした連携が必要ではないか。

(土井座長) 担当職員の方はどういう方が、事務所に何人いるかが問題である。常駐の弁護士や事務の方、窓口司法書士の方などがおれば、窓口に来られても、割り振りなどの対応はできる。ただ、事務所に1人しかいない、2人しかいないということになってしまうと、他のことについて相談することができないという話になり、他の分野について能力涵養のために研修も必要となってくるのであろう。

(岩間参与) インターネットやEメールを利用できるようにする。こうすればHPなどでも相談をさばけるようになる。また、類型にないものは、Eメールで回答できれば良いと思う。そうすれば、在宅の子育て世代の活用もEメールでの回答などであればできるし、24時間の受付・回答にも対応できるようになる。

(長谷川参与) 法律専門家を活用することが重要である。司法制度改革の中での法曹養成の問題と併せて検討する必要があるのではないか。

法曹養成制度の問題については、司法制度改革の中で、21世紀の法曹には理数系など他の分野を学んだ者を受け入れる必要があるし、社会人など豊かな経験を積んだ者を法曹にするということで法科大学院ができたはずだ。しかし、最近、法科大学院がはたして、司法制度改革の中で想定していたような形になっているのか疑問だと言われている。プレテストもやっているようなので、そのテスト結果についても是非情報提供をお願いしたい。また、他学部出身者や社会人がどのような状況になっているのかについてもお聞きしたい。法科大学院の中で、新司法試験に対応した授業が行われているという話を聞くが、そうすると、司法制度改革で要請した法曹と少し違う方向性になるのではないか。日本司法支援センターの中で高い能力を持つ人材が必要ということであれば、そういうところからの給源なのだと思う。法曹人の活躍する場として日本司法支援センターもあると思われる。法科大学院から活用するというのも明確に打ち出すことも必要ではないか。また、相談業務に慣れている消費生活センターの相談員などにいた方を活用することも考えられる。

法務省も文部科学省と連携しながら、法曹養成の問題でも連携をとりながら、

日本司法支援センターで高度な知識を持った人を活用していくことが必要である。また、経験のある人と若手が一緒に仕事をするということも考えていかなければならない。

(亀井参与) 地方事務所における情報提供職員は、弁護士会では弁護士がやるべきではないかとの意見もあるが、これは将来の問題にするとということで、とりあえず専門職員による振り分け相談を行ってみてはどうかと思う。窓口業務は、情報提供であり法律相談業務ではないが、全く何も聞かない道案内だけではなく、今、Q & A のようなものを 3, 0 0 0 項目くらい作る予定でいる。かなりの照会について回答できるようになると思われる。相談にのるわけではないが、法律問題かどうかの仕訳ができればいいだろうと思う。また、消費生活相談員などは、身近な市民の問い合せや苦情相談に慣れており、窓口業務に合っているのではないか。

また、高齢者や障害者のための出張相談や、そのような方たちのための電話相談のようなものは必要と思われるので、今後検討してもらいたい。また、過疎地や島部では、テレビ電話などの活用についても考えなければならない。

(中川参与) 国が行う事業であるので、弁護士会の問題、予算の問題、人の問題などいろいろあるとは思いますが、いずれにしても情報提供業務というのは、中途半端である。

(土井座長) 日本司法支援センターで全部やってしまうと通常の弁護士業務との関係が出てしまうので、実際の法律相談は、弁護士がおやりになり、そこにどうやって繋ぐかというのが、この日本司法支援センターの役割だろうと思う。繋ぐ際にどの程度まで踏み込めるかというのが問題であり、ここ限りで処理できるという構想ではないだろうと思う。そういう意味でここは病院そのものではなく、病院は弁護士事務所ということになる。

(中川参与) そこが国民の側からすると中途半端である。国民の納得いく説明が必要である。

(長谷川参与) 情報提供の必要性は分かるが、この問題は消費者問題なのか、労働問題なのかの分類が分からない人がいる。窓口は、相談する人、場所が分からない人のための入口であり、担当職員は重要であるので、こういうところに法律専門家がいた方がいい。法律専門家と窓口を経験した人たちが一緒になってやる必要がある。弁護士などの専門的な人たちが、こういうところで活躍することによって能力が高まっていくということであって、ここに弁護士会はもっと関わって欲しい。そのために、もっと法曹人口を増やすことが必要ではないか。

(土井座長) 長期的に消費生活相談を受けている方に法律専門家がどのように関わっていくべきなのかという議論はあるのだと思う。

(5) 次回開催日時等

本年 1 1 月もしくは 1 2 月に開催予定。

(以 上)